

子どもの声を聴くってどういうこと？

～未来につなげる地域の役割～



2026年2月28日
一般社団法人Everybeing
共同代表 西崎萌

自己紹介

西崎 萌 一般社団法人Everybeing共同代表

- 新潟県出身、東京都品川区在住、3児の母
- 国際基督教大学卒業後、民間企業、高校教員を経て筑波大学大学院教育研究科修了（教育学修士）
- 子ども支援専門の国際NGOで国内外の子どもの権利保障のための政策提言活動に約8年間従事
- 2022年8月 内閣官房子ども家庭庁設立準備室・子ども家庭庁アドバイザー（長官官房総合政策担当）
- 2023年11月 Everybeing立ち上げ、共同代表
- 全国子どもアドボカシー協議会理事、文京学院大学非常勤講師
- 東京都「学校生活になじめない子供を取り巻く実態に関する調査(定性調査)」監修など



本日のながれ

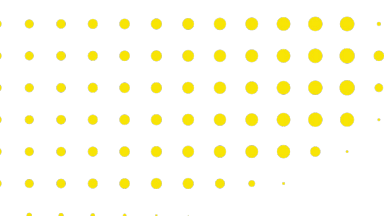
子どもの権利

子どもの権利と国の動き

不登校と子どもの権利との関わり

家庭・地域・学校の連携による子どもの支援

子どもの権利をすべての子どもの当たり前にするために・・・



子どもの権利

子どもの権利とは

「子どもの権利」について知っていますか？

1. 内容までよく知っている
2. 内容を少し知っている
3. 名前だけ聞いたことがある
4. 知らない



子どもをどのような存在だと捉えていますか？

子どもだからといって、自分が
やったことに対して「責任を取ら
なくていい」なんてことはない

親が子どもの部活
や習い事、進路を
決める

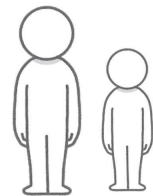
子どもは未熟だから、
守ってあげたい



子どもは愛される
べき存在である

子ども観が、子どもと接する時の言動に影響を与える
→迷った時のよりどころ・立ち戻る「ものさし」=子どもの権利

子どもの権利は子どもの「基本的人権」

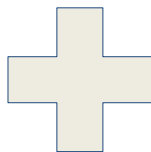


すべての子どもが健やかに、1人の人として育つために必要な「あたりまえ」のこと
18歳未満のすべての子どもが生まれたときから持っているもの
=何かをしたら(対価として)与えられるものではない



守られる

※子どもは、「成長・発達途中」という特別な過程にある



主体的に
行使する

※一人の人間(権利の主体)

子どもの権利条約

子どもの権利条約は国際条約

=子どもにとって一番良いことをしようという国同士の約束ごと

子どもの権利は
子どもに関するあらゆることを考えるときの「ものさし」

子ども = Rights Holder (権利の主体)

国 = Duty Bearer (義務履行者)



子どもの権利条約は、
条約のなかで
一番批准している国・地域が多い条約

前文と54の条文

子どもの権利の4つの一般原則

4つの原則①

命を守られ
成長できること

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

生命・生存・発達の権利

4つの原則②

子どもにとって
最も良いこと

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

子どもの最善の利益

4つの原則③

意見を表明し
参加できること

子どもは自分に関係ある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

意見表明権

4つの原則④

差別のないこと

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

差別の禁止

子どもの意見を聴くのは何のため？

子どもの権利

→子どもにとってもっとも良いことを子どもとともに行う(最善の利益)

どうやって
「子どもにとってもっとも
良いこと」を
わかるでしょうか？



子どもの意見表明 英語では、rights to be heard(聴かれる権利)

→Opinion(意見、主張)ではなく、views(子どもの声、気持ち、つぶやき、遊び)

子どもの身近な子どもの権利

第31条 遊ぶ権利

子どもは適切な休息と自由な時間を持ち、年齢に応じた遊びやレクリエーション活動、文化的な生活や芸術活動に参加する権利がある

第19条

あらゆる暴力からの保護

暴力を振るわれたり、不当な扱いを受けたりすることがない

第23条 障がいのある 子どもの権利

障がいのある子どもが、自分への誇りを持ち、自立に向けて、社会への参加を促し、人間らしく生活できるようにする

第28条

教育を受ける権利

すべての子どもが教育を受けられるようにしなければならない。学校のきまりは、子どもの尊厳が守られるという考え方からはずれるものであってはならない

第36条

あらゆる搾取からの保護

どのような形であっても、子どもの幸せを奪って利益を得るようなことから子どもを守らなければならない

第16条

プライバシー、通信・ 名誉の保護

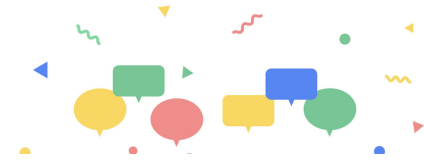
恣意的に自分のことや家族のこと、住まいについて探られない

第29条 教育の目的

教育は、子どもが自分のもっている能力を最大限のばし、人権や平和、環境を守ることなどを学ぶためのものである



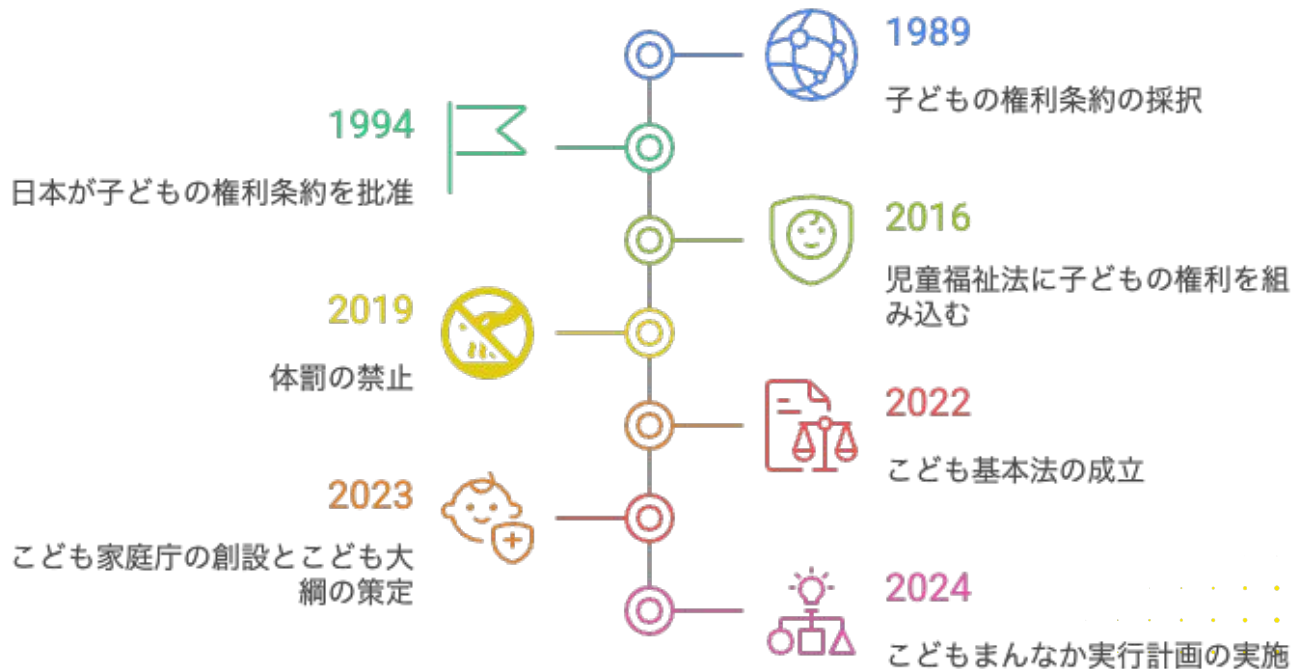
近くの人と話してみよう



子どもたちの日常生活の中で、具体的にどの部分がどんな権利とつながっていると考えますか？

子どもの権利と国の動き

日本における子どもの権利の重要なマイルストーン





子どもの幸福度 日本は14位 前回より順位6つ上げる ユニセフ

2025年5月14日 12時29分

先進国などの子どもの幸福度についてまとめたユニセフ＝国連児童基金の報告書が発表され、日本は子どもの身体的な健康が最も高い一方、精神的な幸福度が低く、総合順位は36か国中14位でした。

前回調査とは？

子どもの幸福度の結果：日本の分野別順位
<総合順位は 20 位> (本文 p.11)

分野	指標
精神的幸福度 (37 位)	生活満足度が高い 15 歳の割合
	15 ～ 19 歳の自殺率
身体的健康 (1 位)	5 ～ 14 歳の死亡率
	5 ～ 19 歳の過体重 / 肥満の割合
スキル (27 位)	数学・読解力で基礎的習熟度に達している 15 歳の割合
	社会的スキルを身につけている 15 歳の割合

こども家庭庁設置法とこども基本法



子どもの危機！

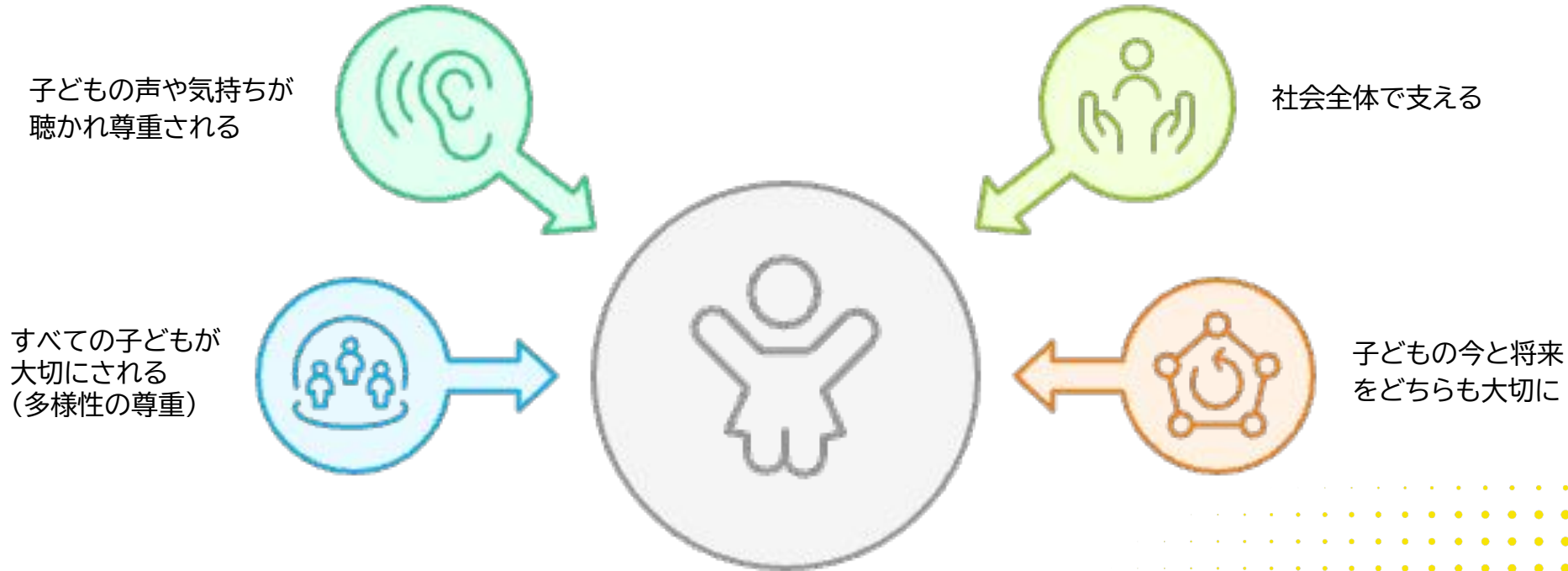
子どもが安心して成長できる社会を
作らねばならない

2022年6月 2本同時に成立

こどもまんなか
こども家庭庁

すべての子どもが、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指す(1条)

“こどもまんなか社会”とは？



「子どもを守る」だけでなく、社会を動かす主役のひとりとして子どもを認めようという考え方
大人が子どもを“対象”として見るのではなく、“対等な存在”として向き合う

子どもの権利の4つの一般原則

4つの原則①

**命を守られ
成長できること**

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

4つの原則②

**子どもにとって
最も良いこと**

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

4つの原則③

**意見を表明し
参加できること**

子どもは自分に関係ある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

4つの原則④

差別のないこと

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

こども基本法の基本理念

基本理念①

差別のないこと

全てのこどもについて、個人として尊重され、その**基本的人権が保障**されるとともに、**差別的取扱いを受けない**ようにすること

基本理念②

命を守られ
成長できること

全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、**その健やかな成り及び発達並びにその自立が図られること**(後略)

基本理念③

意見を表明し
参加できること

全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、**自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保**されること

基本理念④

子どもにとって
最も良いこと

全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その**意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮**されること

こども基本法には他にも・・・

- こども基本法・こどもの権利の周知(第15条)
 - 広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする
- こどもの意見反映(第11条)
 - 国・地方自治体は、こども施策を策定・実施・評価するに当たっては、こども及び関係当事者の声を反映するために必要な措置を講じるものとする

こども大綱

こども施策に関する基本的な方針

日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、以下の6本の柱を基本的な方針とする。

① こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る

・こども・若者は、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体であり、生まれながらに権利の主体。多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、こども・若者の今とこれからのための最善の利益を図る。「こどもとともに」という姿勢で、こどもや若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押し。

・成育環境等によって差別的取扱いを受けることのないようにする。虐待、いじめ、暴力等からこどもを守り、救済する。

② こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく

・こども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することが、社会への影響力を発揮することにつながり、おとなは、こども・若者の最善の利益を実現する観点からこども・若者の意見を年齢や発達に応じて尊重する。

・意見表明・社会参画する上でも欠かせない意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行う。困難な状況に置かれたこども・若者や様々な状況にあって声を聴かれにくいこどもや若者等について十分な配慮を行う。

③ こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する

・こども・若者の状況に応じて必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでを社会全体で切れ目なく支える。

・「子育て」とは、こどもの誕生前から男女ともに始まっており、乳幼児期の後も、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまで続くものとの認識の下、ライフステージを通じて、社会全体で子育て当事者を支えていく。

④ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする

・乳幼児期からの安定した愛着（アタッチメント）の形成を保障するとともに、愛着を土台として、全てのこども・若者が、相互に人格と個性を尊重されながら、安全で安心して過ごすことができる多くの居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し、尊厳が重んぜられ、自分らしく社会生活を営むことができるように取り組む。

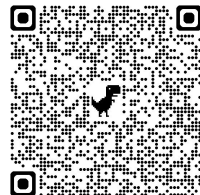
・困難な状況にあるこども・若者や家庭を誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じてきめ細かい支援や合理的配慮を行う。

⑤ 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む

・若い世代が「人生のラッシュアワー」と言われる様々なライフイベントが重なる時期において、社会の中で自らを活かす場を持つことができ、現在の所得や将来の見通しを持てるようにする。

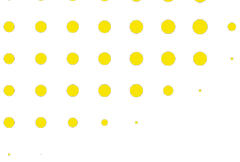
・多様な価値観・考え方を尊重することを大前提とし、どのような選択をしても不利にならないようにすることが重要。その上で、若い世代の意見に真摯に耳を傾け、その視点に立って、若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で支えていく。共働き世帯が増加し、また、結婚・出産後も仕事を続けたい人が多くなっている中、その両立を支援していくことが重要であるため、共働き・共育てを推進し、育児負担が女性に集中している実態を変え、男性の家事や子育てへの参画を促進する。

⑥ 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する



こどもの居場所づくり指針(R5.12策定)

- 「居場所」の定義
 - 物理的な「場」だけではなく、空間、時間、人との関係性すべてが居場所になる
 - 「そこが居場所かどうか」を決めるのは、大人ではなくこども本人
- 居場所づくりのサイクル(4つの視点)
 - 共通する視点:こどもの声を聴き共に作る/権利擁護/官民の連携・協働
 - ① ふやす(量):多様な居場所をつくる
 - ② つなぐ(連携):こどもが必要な場所につながるようにする
 - ③ みがく(質):
 - 権利の擁護:「安全・安心」の前提は、子どもの権利が守られていること
 - こどもの参加:ルール作りや運営にこどもが参加し、ともにつくる
 - 連携・協働:居場所同士や関係機関が対話し、地域全体で連携・協働
 - ④ ふりかえる(検証): こどもの視点で評価・改善する



不登校と子どもの権利との関わり

不登校になる要因(関連要因)

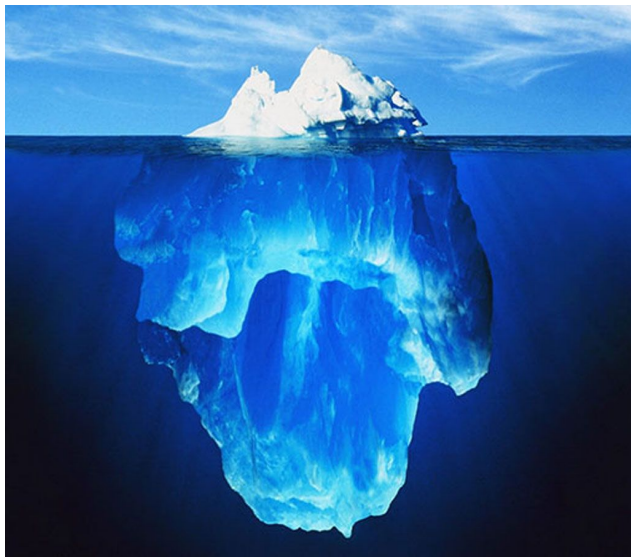
1. きっかけ要因(動的要因:変化しうるもの)

- **【共通の要因】(本人・教師ともに認識)**
 - 人間関係: 仲の良い友人の欠如、集団からの孤立
 - 学習・学校: 授業の遅れ、宿題、学校の決まり(校則・行事)への違和感
 - 心身: ネット・ゲームの影響、感覚過敏、不安・抑うつ
- **【本人のみ自覚しやすい要因】**
 - いじめ、友人トラブル、先生との相性、厳しすぎる指導、家庭内の不和
- **【教師が把握しやすい要因】**
 - 成績低下、進路不安、部活動トラブル、居眠り、非行傾向

不登校になる要因(関連要因)

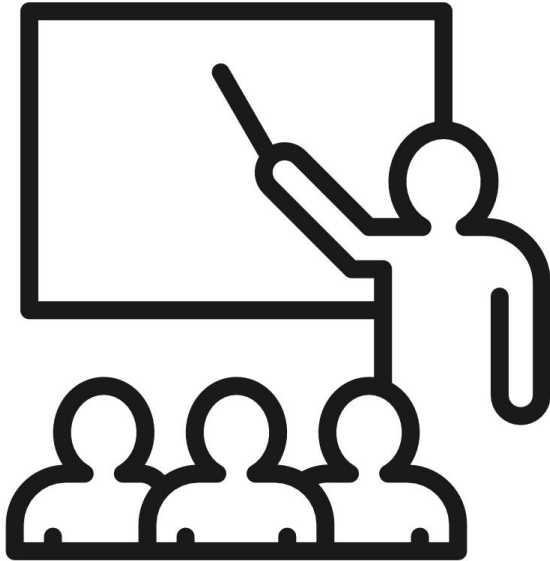
2. 背景要因(静的要因:配慮や支援が必要なもの)

- 特性・障がい: 発達障がい、心理的・精神的問題の診断、性自認の違和感
- 家庭環境: ひとり親・共働き、きょうだいの不登校、ヤングケアラー(家族の介護)



例えば、こんな場面では・・・？

あかんことは、あかん！



ここで問いたいこと



でも、**それって本当に「あかん」こと？**

※それを子どもの権利の視点で、
改めて、捉え直すことが重要

不登校は子どもの甘え？



学校は行かねばならない

▶ よくある理解

- 学校にいけない子どもを見ると…
 - 怠けている
 - 甘え
 - 将来が心配

▶ どうしてこういう気持ちになるのか？

- 「学校に行くことを前提にした見方」
- 「登校を標準モデルとした理解」
- 「学校中心の価値観からの解釈」

→子どもの権利の視点では？

不登校の保護因子

1. 児童生徒自身の「力」と「意欲」

- 自己肯定感とスキル: 得意な教科や活動がある、感情のコントロールができる
- 参加と目標: 授業や行事への積極的な参加、具体的な進路希望を持っている
- 居場所: クラブ活動や部活動への所属感

2. 多層的な「つながり(ネットワーク)」

- 対人関係: 仲の良い友人の存在、教職員との良好な信頼関係
- 学校外の場合: 習い事や地域の集団など、学校以外のコミュニティへの参加

3. 安心できる「環境」の構築

- 家庭: 家庭内の良好な人間関係、家族関係に対する肯定的な認識
- 連携: 保護者と学校の良好な関係性(協力体制の構築)
- 早期介入: 精神医学的な問題に対する専門的なサポート体制

子どもの言葉から「その言葉の奥にある気持ち」と背景を想像する

- 拒絶・諦めに見える言葉や態度
 - 「別に」「どっちでも」「なんでもいい」
 - 「めんどくさい」「わかんない」
 - 「(相手の)好きな方でいいよ」「(相手の)楽なものでいいよ」
- 撤回・沈黙に見える態度
 - 「やっぱ大丈夫」「なんでもない」
 - ……(沈黙して話さない)

国連子どもの権利委員会の見解

● 第12条(意見を聴かれる子どもの権利)について(CRC/C/GC/12)

- 意見形成能力のある子ども(年齢制限はない)
 - 話せなくても「意見」はある。表情、態度、遊び、沈黙も重要な意思表示(非言語的表現)
 - 障害や言語の壁がある場合、大人がコミュニケーションの手段や環境を整える義務がある。
- 自由に意見を表明する
 - 誘導、威圧、報復の不安がない「安心・安全な環境」が大前提。
 - 内容、選択肢、決定結果、どのような条件下で意見表明を求められるか、情報提供をする。
- 子どもに影響するすべての事項
 - 家庭内ルール、学校規律、医療、司法、行政、政策決定を含み、「重大事項」に限定されない。
- 年齢・成熟度に応じた重み
 - 「軽視してよい」という意味ではない。ただ聞き置くだけでは権利保障にならない。
 - 重みづけの理由や意見がどう反映されたか、なぜ反映できなかったかを、子どもが理解できる言葉で説明する責任がある

● 第3条第1項(最善の利益)について(CRC/C/GC/14)

- 衡量(balancing)
 - 要素間の衝突は不可避。決定においては、成熟度が指針とされ、調整可能な措置を検討すること。
- 手続的保障
 - 子どもの意見聴取 / 専門家 / 理由の説明 / 不服申立て・救済
 - 「最善の利益」とは、大人が勝手に決めることなく、適切な手順(手続き)を踏んで決めること

子どもの心の声を聴くための5つの基本姿勢

1. 「Opinion(意見)」ではなく「Views(視点)」を聴く
 - 論理的にまとまった主張だけでなく、遊んでいる時の「つぶやき」や「感覚」も大切な声として拾う。→子どもが声を出することができる工夫(折り紙、お絵描き、立体模型、ごっこ遊び)
2. 「評価」を捨てて「受け止め」に徹する
 - 「すごいね」「いい意見だね」は言わない。「正解探し(忖度)」を防ぎ、中立的に受け止める。
3. 「無理」と切らずに「背景」を掘り下げる
 - 突拍子もない夢や「あれがほしい」「これがほしい」も否定せず、「なぜそう思うの？」と奥にある願いを探る。
4. 「大人」の鎧を脱ぎ「フラット」に
 - 「小学生なのにそんなこと思いついたんだ！すごいね！」といった無意識の上から目線を排除。
5. 「沈黙」もひとつの表現として守る
 - とにかく忍耐力(6秒、待つ)
 - 話さない=意見がない、ではない。
 - 書く、描く、ただ居ることも尊重し、無理に発言させない。

子どもを一人の人間として見る
～自分の物差しに気づいてみる～

子どもの権利のメガネ



子どもの権利の視点

「大人のよかれ」になっていないか？

勉強しなさい

今少し我慢して
頑張ったら、
将来が楽になるよ

それができないと
困るのはあなただよ

みんなやっているんだ
から、あなたもやった
方がいいよ

学校はルールを学ぶ
場所だから
我慢するのも大事

(子どもがやりたくな
いことに対して)
ちょっとだけ頑張って
みたら？

「大人のよかれ」になっていないか？

それは、誰の人生？

それは、誰のための場所？

“よかれと思っている”、“こっち方がいいと思っている”、“こっちの方が楽しい
と思っている”のは誰の視点ですか。

そこに、子ども自身の声は入っていますか？

家庭・地域・学校の連携による子どもの支援

あくまで判断の基準は「子どもにとって最も良いこと」

「学校に行かない」という選択肢をした子どもに対してできること

児童一人一人を、「子どもの権利の主体」として見ることが大事

→どんな選択肢があるかを子どもが知ることができる、一緒に考える、子どもとともに決める

✕ 学校に行く権利

○ 教育を受ける権利→学校に行かなかったとしたら、どうやって学ぶことができるか？

あくまで判断の基準は「子どもにとって最も良いこと」

問題は“学校に行かないこと”ではなく、
子どもが**安心して存在できる学びの環境・育つ環境があるかどうか**



子どもの権利をすべての子どもの当たり前にするために・・・

子どもの権利どれぐらい知られているの？

Q. 子どもの権利条約を知っていますか？

子どもの権利条約を「どんな内容かよく知っている」「どんな内容かすこし知っている」「名前だけ聞いたことがある」と回答した割合(N=21,363)

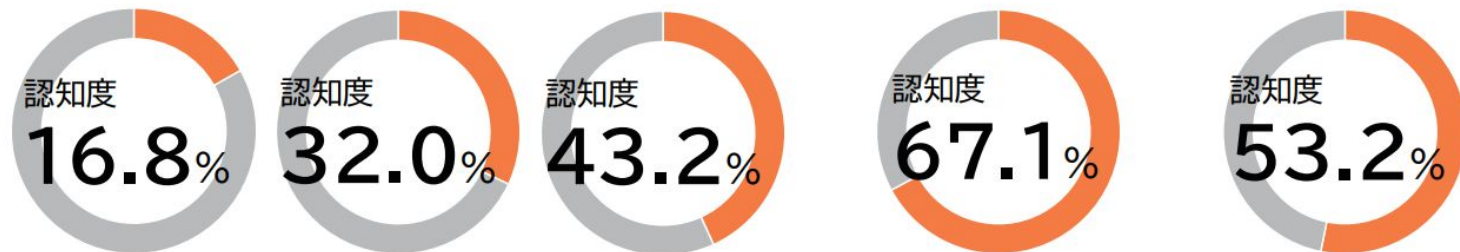
《小学1～3年生》

《小学4～6年生》

《中学生》

《高校生》

《大人》



小中学生は、子どもの権利条約を「聞いたことがない」という回答者が最も多く
おとなの約半数が「聞いたことがない」と答えています。

出典：こども家庭庁「児童の権利に関する条約の認知度等調査及び同条約の普及啓発方法の検討のための調査研究 報告書 概要版」(2024)

→子どもの権利条約42条 知る権利

子どもが自分自身の権利を知る

- ・子ども自身が自分に権利があることを知る:日常の中で体験的に「子どもの権利条約」を知る権利
- ・子どもには権利があることを周りの大人が知り、実践する
日常の中で「自分に権利があること」を体験する



きみがきみらしく生きるための
子どもの権利

甲斐田 万智子 (監修)
林 ユミ (イラスト)



ようこそ こどものけんりのほ
ん (コドモエのえほん)

えがしら みちこ (著), 子ども
の権利・きもちプロジェクト
(著)

自分を大切にすることってどういうことだろう？

子どもが自分の権利について、生活の中で知り、体感する

「自分を大切にすること」「自分のことを大切にされる」という体験は日常の中でできる
→子どもの権利を日常の「当たり前」に



今どんな気持ち？

何がおこっているのかな？

どんなときに
楽しい/嫌な気持ちになる？

行きたくないなと思う場所があっ
たら教えて

自分がほっとするのは
どんな時？

権利の相互尊重:お互いの権利を尊重する

子どもの権利が尊重されることは、子どもだけでなく、子どもの周りにいる大人が自分でいられ、大人の尊厳が守られることにも繋がっていく

- 大人も自分の権利を大切にする
子どもの権利を大切にする時、自分にはどんな不安や恐れ、願いがあるかをみつめる
- 大人同士が自分たちの権利を大切にしあえる土壌をつくる
- 自分の権利の尊重、お互いの権利の相互尊重を、大人たちも体験する

振り返り

- 今日新たに気付いたこと、驚きや発見があったら教えてください

- 明日からこんなふうに子どもたちと接したい…！保護者と接したい…！こんな声かけをしたい…！

継続的な学び合いの場
～Everybeingコモンズ～

